

**第 9 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日

川薩地区法定合併協議会

第9回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年11月13日(木)

開催場所 ホテルグリーンヒル(樋脇町)

開 会 午後2時 4分

閉 会 午後4時36分

出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	今 村 妙 子
	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆	田 島 春 良
	中 島 増 夫	宮 元 泰 子	福 元 忠 一
	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮	上 野 一 誠
	田 島 忠 志	吹 田 紘 男	森 園 正 堂
	北 迫 茂	和 田 国 昭	古 里 貞 義
	山 元 温 治	田 原 八 工	今 村 松 男
	里 永 十 藏	村 原 政 和	肥 後 耕 作
	川 畑 二	平 林 徳 子	塩 田 至
	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	外 園 加 一
	純 浦 勝 志	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎
	中 能 重 行	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫
	西 仙 可	石 原 弘 子	町 弘 道
	中 川 三 継	西 手 正 孝	宮 和 勇
	日笠山 直 宏	宮 野 イネ子	尾 崎 嗣 徳
	塩 釜 三 郎	中 野 捷	橋 野 利 邦
	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子	

以上53名

顧問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委員 田 中 憲 夫

以上 1名

専門部会長等	福留久根	平敏孝	岩下晃治
	村尾光政	新武博	岩下満志
	本田憲證	上戸健次	木原研一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長	田中良二		
事務局次長	川野眞司		
事務局員	森園一春	村岡斎哲	橋口堅
	奥平幸己	上須田敏秋	大毛昭徳
	井手上和洋	平利朗	久米道秋
	堀切良一	田代健一	古川太司
	古川英利	江口洋	山内拓也
	堀之内孝充		

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員の紹介・委嘱状交付

4. 議 事

(1) 議案審議

議案第17号 新市まちづくり計画原案について

議案第36号 川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出補正予算(第1回)について

(2) 協議事項

今後の審議日程について

(3) 提案事項

提案第38号 一般職員の職員の身分の取扱いについて

提案第39号 特別職の身分の取扱いについて

提案第40号 生活保護事業について

提案第41号 その他福祉事業について

提案第42号 その他事業(選挙事務関係)について

提案第43号 その他事業(個人情報保護制度)について

提案第44号 その他事業(地籍調査事業)について

提案第45号 その他事業(会計事務関係)について

提案第46号 その他事業(契約事務関係)について

提案第47号 その他事業(企画関係)について

提案第48号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

提案第49号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

提案第43号 一部事務組合の取扱い(その2)について

提案第43号 環境衛生事業(その2)について

提案第43号 新市地域情報化計画案について

(3) 報告事項

合併協定項目E・F群の協議状況について

事務の進捗状況について

9 専門部会の進捗状況について

一部事務組合について

(4) その他

次回協議会の開催等について

合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)

合併協定項目(46項目)の協議状況

5. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

まもなく会議を開会いたしますが、資料の確認をお願いいたしたいと思います。

お手元にお配りしてある資料でございますが、資料1、協議会会次第、資料2、協議会資料、資料3、新市まちづくり計画修正原案、資料4、新市まちづくり計画修正箇所比較資料、資料5、新市地域情報化計画案でございます。よろしいでしょうか。

それから携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードにさせていただくようにお願いいたします。

それでは、ただいまから第9回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

日に1日と深みゆく秋を感じさせる今日このごろでございますが、皆様方には大変ご多用中にも関わりませず、本日、第9回目の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、万障お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

衆議院議員選挙のほうも終わりました、これまで前任者であられました7名の鹿児島県選出の国会議員の先生方が、そのまま7名とも引き続き衆議院議員としてご就任になられることになりました。大変ご同慶に堪えない次第でございます。皆様方におかれましても、何かといろいろとご心配のことだっただろうと思っておりますけれども、無事、選挙も終わりました、素晴らしい先生方が、これから地方の私どもの声を、東京の国会におきまして、十二分意見を反映していただきますように、諸先生方のご活躍を期待申し上げる次第でございます。

特に選挙中、マニフェストと言われる1つの項目の中に、三位一体の改革をテーマにして選挙戦が繰り広げられたわけでございますけれども、三位一体の改革につきましては、ご案内のとおり、地方交付税の削減、国庫補助金のカット、そして税等の市町村への移譲ということを銘打って、いろいろと説明がなされてきているわけであります。

国庫補助金等のカットについては、具体的に数字がいろんな関係者から出たりしておりますが、税の配分の問題につきましては、片山虎之助前総務大臣が、4兆円ぐらいとか、5.5兆円とか、いろいろ言われたぐらいで、具体的にどういうふうな税源を、交付税や国庫補助金をカットして、その代わりに税を配分してくれるのが定かでございます。こちらあたりにつきましても、今後、しっかりと国会の場で議論を早く済ませていただいて、地方の時代が、真に地方の時代が来るように、明快な路線を引いていただきたいと思っています。いるところでございます。

今後の市町村合併等につきましても、いよいよ本格的な審議が始まってきておりますの

で、大変関心をもって、私ども、いるところでございます。

行政運営体制を私ども整えてこれからいかなければなりませんけれども、合併の問題につきましても、新聞報道等でもございますとおり、総論賛成、各論になりますという、いろんなご意見が、それぞれの団体のところであるようでございます。いろいろと住民投票になったり、今朝の新聞等でもいろんなご意見がたくさん出ているところでございますが、いずれにいたしましても、17年の3月に向かって、何らかの形でやはり1つの方向性を見出していかなければならない私どもでございます。

当協議会におきましては、お陰様で各委員の皆様方が、また、各市町村の代表の皆様方が、真摯に合併の問題についてお取り組みをいただきまして、順調にと申しますか、いろいろとお互いの考え方は開陳しながらも、1本の気持ちにまとまりつつ、いろんな協議がなされておりますことは、大変ありがたく思う次第でございます。

我々のこの行財政の運営を簡素化するためには、国におきましても地方制度調査会が、今、開かれているわけでございますけれども、ちょうど本日、答申が出されるということもうかがっているところでございます。地方の問題につきましては、地域審議会制度などにおきまして、十分私どもの地方の声をよく理解していただきまして、審議状況を明らかにしていただき、そしてまた私どもその制度に対しまして理解を深めながら、これからの市町村の行財政運営をしていかなければならないと、かように思っているところでございます。

いろいろ地方制度調査会で出されます答申の関係を、また、私ども十分目を通しながら、メリット、デメリットの分析を行いまして、特に地区のコミュニティを中心としたまちづくり、ソフト面におきます機能面を重視したまちづくりをしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

本日の協議会で、新市名称を除く合併協定項目の調整方針の全てが提案されることになっておりますが、46項目中、これまで37項目の提案を申し上げてきておりますけれども、本日でいよいよ45項目目まで提案を申し上げることにいたしているところでございます。今後も関係市町村間におきましては、新市の自立に向けた施策、制度の検討、細部の調整を継続して行ってまいりますので、住民の皆様方も協議会の審議状況等に関心を持っていただきまして、建設的なご意見をいただくようお願いを申し上げる次第でございます。

年が明けますというと、それぞれの市町村におきまして、これまでのいろんなまちづくり計画原案等につきましてのご説明を申し上げて、最終的な調整を図ってまいることになっておりますので、どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

市町村合併は行財政改革だけでなく、意識の改革の契機でもあるわけでございます。新しいまちづくりの契機でもありますことから、確実に議論を進めていかなければならないと考えておりますので、住民の代表の皆様方、協議会の各委員の皆様におかれましては、今後とも充実した審議がなされますように、心からお願いを申し上げます。

最後になりましたが、本日の顧問としてご出席をいただいております川内総務事務所長様をはじめ、関係各位の皆様方に対しまして、心から厚く御礼を申し上げ、本日も適切にご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。本日もよろしくお願い申し上げます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで新委員のご紹介と委嘱状の交付をさせていただきます。

11月11日付で祁答院町議会議長に就任されました里永十蔵委員でございます。

新委員に森会長から委嘱状の交付をお願いいたします。

森卓朗会長

委嘱状、里永十蔵殿、祁答院町議会議長。川薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成15年11月11日から川薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成15年11月11日、川薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

里永委員に一言ごあいさつをお願いいたします。

里永十蔵委員

ただいま委員をお受けしました、祁答院町議会の里永でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。何せ未熟者でございます。皆様方の足手まといにならぬよう、一生懸命、努力してまいる所存でございます。どうぞよろしくご指導いただきますよう、お願い申し上げます。要を得ませんが、よろしくお願い申し上げます、ごあいさつに代えさせていただきます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで会議の成立について申し上げます。

協議会規約第10条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は52名で半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

次に協議会規約第10条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ではしばらく会の運営上、座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず傍聴者の皆様へ、今、お手元にあります傍聴の心得をよくお読みいただきまして、静かに傍聴して下さるようお願いいたします。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言の前に委員名を言ってからご発言をお願いいたします。

ではこれから議案の審議に入りますが、ここで本日の議事内容を全体的に事務局のほうから説明をいたさせます。事務局長。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

議案審議の前に、本日の全体的な議事内容の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。資料2の1ページをお開き下さい。

資料2の1ページ、会次第の4番目が本日の議事でございますが、(1)の議案審議につきましては、本日はご覧のとおり2件となっております。議案第17号は、新市まちづくり計画の原案でございますけれども、9月25日、提案いたしました、本日はまちづくり広聴会などの意見を取り込んだ修正の案をお示しいたします。

それから(2)が協議事項でございますけれども、本日は1件でございます。

それから(3)が本日の提案事項でございますが、合計15件でございます。本日提案で各市町村に持ち帰りの案件となります。

そしてこれらの審議の日程でございますが、具体的には(2)の協議事項、今後の審議日程のところで協議ご相談申し上げますけれども、提案の第38号から第47号までの10件と提案第52号、この合計11件につきましては、12月11日に臨時の法定協の開催をご相談いたしまして、ご審議・承認をいただきたいと思いますと考えております。

それからちょうど下段のほうになります、提案の第48号、議員の定数等の議案が48号でございますが、48号から第51号までの4件につきましては、本日持ち帰りいただきまして、12月24日の法定協で審議・承認をいただきたいと思いますと考えております。

それから(4)が報告事項でございますが、定例分で4件でございます。

それから最後のほうに、お願いになりますけれども、会長からございましたように、本日の法定協の提案で、合併協定項目46項目のうち、新市名称以外の45項目が提案済みになりますけれども、職員の45分科会、9専門部会におきましては、これら法定協での提案、審議、承認と並行いたしまして、細部調整の項目は続けられることとなります。

それから会長からもございましたように、各市町村の合併担当課におかれましては、1月の住民説明会が近づいてきておりますので、本日、これからの提案項目と併せまして、

これまで承認済みの項目につきましても、独自に事前の広報をされるようお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

事務局長の今日の会議の全体的な構想について、ご説明を申し上げました。

ではこれから早速、議案の審議に入ります。

議案第 17 号、新市まちづくり計画原案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。計画班長

古川英利計画班長

それではお配りした資料 2 の 5 ページをお開き下さい。

議案第 17 号、新市まちづくり計画案についてでございますが、先ほどございましたように、この原案につきましては、先の第 7 回協議会、10 月 7 日に開かれた協議会でご審議を賜ったところでございます。その際、原案を修正することとなり、翌日の 10 月 8 日以降、各専門部会や、政策あるいは財政の検討部会、企画、財政担当部課長によりますプロジェクト会議において、まちづくり広聴会などの意見を参考に見直しを進めてきたところでございます。

本日は、見直した計画を資料 3 として提出させていただきました。併せて資料 4、修正箇所比較資料を用意させていただいております。これからしばらくお時間をいただきまして、こちらで具体的な修正の内容を説明させていただきたいと思っております。

早速ですが、資料 4 の 2 ページをお開き下さい。

1 ページと 2 ページ、見開きになっておりますが、今回、見直した概要といたしましては、広聴会やフォーラム委員の皆様の見意見を参考に、原案全体で約 450 箇所を見直しいたしました。語句も含めての訂正でございます。

特に広聴会で多く出されました、カタカナを日本語へあらためて見直しをしております。それから分かりにくい用語の解説の充実を図っております。

2 ページのページ中ほど、丸い四角で困っているような解説の箇所を、当初 24 箇所から 69 箇所程度に増やしております。

また、あらためての検討の中で、それぞれ見直しをしたわけでございますが、ちょうど 2 ページにありますように、新しい語句の修正はアンダーラインの二重線、それまで表現されていたのを削除したのは見え消しというような形で修正をしております。これは別途の資料 3 のほうも同じような表現となっております。

資料 4 の左上から、【当初】P 1、それから 2 ページの上は【変更】となっておりますが、見開きで左側が当初の原案のまま、右側が変更といった内容で、比較できるようになって

おります。

6 ページをお開き下さい。

まちづくりの基本方針の分野の中で、特に今回、協議会でもご意見いただきましたが、地域の特色を活かした教育・文化のまちづくりの中では、家庭での教育力を高めながら学校と家庭、コミュニティが一体となった教育や青少年の健全育成を図るべきだということで、家庭教育のことを強調させていただいております。また、その項目も追加とさせていただいております。これは後ほど説明させていただきます。

それから 8 ページをお開き下さい。

都市力を創出するまちづくりにおきましては、安全で安心して暮らせる都市の形成をめざした、河川改修、砂防急傾斜地対策というものを、あらためて強調させていただいたところでございます。

続きまして 10 ページでございます。

基本方針に対しまして、都市構造という部分での、いわゆるゾーニングの分野では、都市と海洋のそれぞれのゾーンに、文化という言葉を追加させていただきました。また、田園文化ゾーンでは、水と緑に加えて、温泉に抱かれたというような形で、温泉も活かした形で進めたらどうかというものを追記させていただいたところでございます。

それから 11 ページと 12 ページをお開き下さい。

都市構造のイメージも、若干、見直しをさせていただいております。その位置的なもの、あるいはその表現的なもの、それから地域交流軸の県道の関係をあらためて整理させていただいたところでございます。

それから 13 ページ、14 ページでございますが、ちょうど第 3 章の部分で、公共施設の基本的な考え方の部分に、13、14 ページにあるような、いわゆる地図を追加掲載しております。本庁と支所、出張所の位置関係等を、それとあと主な県道を表現しております。

それから 15 ページをお開き下さい。

いわゆるコミュニティの分野、具体的な施策でのコミュニティの分野でございますが、まちづくり広聴会で、コミュニティ協議会制度について、質問がたくさん出ました。その中で協議会の事務局の体制といったものことについてのご質問もたくさん出ております。また、地区といわゆる基本的な自治会との関係、これもはっきりして欲しいというようなご意見もありましたので、その 2 点についての記述を追加させていただいております。

また、地区コミュニティと行政の関係イメージでございますが、15 ページと 16 ページ違うございます。全体的なもので地区コミュニティと行政の関係の基本的なというのがページの中ほどにあります。これに対しまして下のほうに、各地区においてはコミュニティ協議会を中心として、これまで活動してきている自治会、あるいは各種団体と連携・協力を図りながら、地区の住民の方々がこういう活動に参加したらどうかというようなことのイメージをつけ加えさせていただいているところでございます。

それからめくっていただきまして 18 ページでございますが、これも広聴会が出された意見でございます。

コミュニティ協議会の設置というようなことで表現しておりましたが、行政のほうで強制的なイメージがあるのではないかということで、導入という表現に見直しをさせていただいております。

次の分野でございますが、20 ページでございます。

保健・医療の充実というところで、救急患者の搬送、医療体制、こういうものも大事なんだが、救急患者の搬送など救急医療体制の充実といったものも重点化するべきであるというようなご意見を反映させていただいております。

それから 22 ページでございます。

福祉の分野の障害者、障害児福祉の推進の中で、障害児の早期発見・早期療育体制の充実といったものも追記させていただきました。

それからめくって 24 ページでございます。

教育・文化の分野の生涯学習につきましてです。まちづくりフォーラム委員の方々からも多く意見を寄せられましたが、この協議会でもご意見が出たとおりでございます。生涯学習に対しまして、社会教育、青少年の健全育成、スポーツの振興といったものを、別立てて重点化したらどうかということで、そのような見直しをしております。

めくっていただきまして 26 ページには、生涯学習から新たな項目として、社会教育、青少年の健全育成という項目を独立させ、併せて家庭教育の促進、あるいは家庭を中心とした学校コミュニティとの三者の関係を表現させていただいたところです。

また、スポーツの振興につきましては、これまでそれぞれの市町村で、スポーツ団体等、スポーツ協議の強化を図られている部分がございますが、そういったものの表現も追記させているところでございます。

それから 28 ページでございますが、幼児教育・学校教育の分野につきましても、やはり家庭での教育力ということで、ここらを強調させていただいているところでございます。

30 ページです。

産業振興の分野の林業ですが、29 ページが原案の内容でしたが、今回、早堀りたけのこなど、特用林産物の振興といったものを新たに見直し追加させていただきました。また、鹿児島県が取り組まれている地材地建、このへんの取り組みも追記させていただいているところです。

それから 32 ページです。

水産業の振興で、近海漁業、漁船漁業、いわゆる海面漁業に対しまして、川内川を中心とした内水面漁業という表現を追記させていただきました。また、水産資源の維持・かん養ということも表現しております。

それから 34 ページでございますが、商工業の振興の分野では、広聴会での意見などを

参考に、海洋深層水の活用というような成長分野を中心とした新規産業の立地といったものも追記させていただいているところです。

それから 36 ページでございます。

道路・交通ネットワークの整備です。九州新幹線の早期整備、来年の 3 月開業いたしますが、博多・新八代間の整備、まだまだ続きますので、そういったもの、あるいは肥薩おれんじ鉄道の利用の促進といったものも追記させていただきました。

それから 38 ページでございます。

広聴会の中で、甑島から意見が出たんですが、甑航路の避難港、現在は熊本あるいは山側の港のほうなんですけれども、この近辺にそういったものの避難港があれば、欠航が少なくなるのではないかとというようなことがありましたので、そのような調査検討を追記させていただきました。

それから 44 ページをお開き下さい。

第 5 章の最後の章になりますが、財政運営の推進の中で、経費の効率化を図り、これに基づく予算の適正な執行という、財政運営の推進の分野を見直しをさせていただいております。

それから 46 ページでございます。

第 7 章、財政計画の分野でございますが、今回、見直しをする際に、一部事務組合の取扱い等が明確になった部分がございますので、今回、合併前の川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合を含む普通会計ベースということで、これまでこの 3 組合を含めておりませんでした。これを含んだ形での財政計画の見直しをしております。

それからまちづくり広聴会で、スライドとそれから言葉で説明してきました数値的なものを文章化してございます。合併特例債の活用、あるいは人件費、物件費の考え方、それから 46 ページの下から 4 行目にあります、自主的な地区コミュニティの活動あるいは自治活動への支援をするということで、はっきりと明文化させていただいているところでございます。

47、48 は、その財政計画の比較でございますが、50 ページには財政計画のとりまとめということで整理したものを新たに追加させていただきました。広聴会でも説明してありますが、合併に伴う財政支援措置の数値のまとめ、それから合併による新たな投資への対応の考え方、それから歳入・歳出の比較、しなかった場合とした場合の比較の表を追記させていただいております。

広聴会で言葉で説明いたしました、10 ヶ年累計の人件費あるいは物件費等々の数字の比較も明文化させていただいているところでございます。

このような見直しをしたところでございますが、この修正原案につきましては、現在、鹿児島県知事との事前協議を行っている状況でございます。これまで鹿児島県とは下協議を踏まえておりまして、今後、大きく事前協議により内容が変更するということはありません。

せんが、国の事業や県の事業につきましては、最終の確認中であるということでございます。

最後にこの修正原案につきましては、次回協議会におきましてご審議いただきますが、次回の協議会で計画案として確定した後に、その後、鹿児島県知事との正式な協議を経て、最終的には12月24日に、新市まちづくり計画としてのご確認をお願いすることと予定しているところでございます。

以上、変更した部分をかき摘んで説明させていただきました。終わります。

森卓朗会長

議案第17号、新市まちづくり計画原案につきまして、修正箇所を中心に、ただいま説明をいたしました。これから委員各位のご意見を求めたいと存じます。何かご質問、ご意見ございませんか。

ご意見がないようでございますが、今日、結論を出すものでございませぬ。継続して協議をしてみたいと存じます。お目通しをいただきたいと存じます。

続きまして議案第36号、川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出補正予算(第1回)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の7ページをお開き下さい。

議案第36号、川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出補正予算(案)【第1回】につきまして、別紙のとおり定めようとするものでございます。

ページをめくっていただきまして、8ページをお願いいたします。

平成15年度の第1回補正予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。

括弧書きで歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のとおりとするものでございます。

補正の理由といたしましては、委託事業等各経費を執行見込額に減額いたしまして、1月に予定しております住民説明会資料印刷につきまして、説明会への来場者への配布から全戸全世帯配布に変更したことによるものでございます。

まず9ページの歳出の部からご説明申し上げます。金額的には総額に変更はございませんで、歳出内容の組み替えを行ったものでございます。

9ページの歳出のところ、左上にございますように、1款の運営費の中で、1項、会議運営費、1目、協議会会議費にございますように、例えば旅費の部で30万円の減額をしておりますけれども、学識経験者の費用弁償等の見込み額に減額を行うものでございます。

それから2項の事務局費のところでございますが、これも例えば賃金のところを115,000円減額しておりますが、臨時職員等の賃金の見込額に減額補正を行うものでございます。

この1款の運営費につきまして、ちょうど真ん中でございますように、1款の運営費につきましては2,915,000円の減額とするものでございます。

それから2款の事業費につきまして、1項のまちづくり事業費の中で、ちょうど数字は真ん中のところでございますが、需用費につきまして4,098,000円の減額でございますが、主な内容といたしましては、備考のちょうど下段のほうですが、計画書のパンフレット印刷を広報広聴事業費に組み替えたものが主な理由でございます。

それから2項の事務事業調整費につきましては、金額としましては2,925,000円の減額でございますが、これは備考欄でございますような委託事業の執行残の減額補正でございます。

それから3項の広報広聴費でございますが、これが補正額といたしましては10,960,000円の増額でございますが、備考の説明にございますように、協議会だよりの作成の発行の増ページ及び住民説明会の資料作成の全世帯配布分による増額でございます。

前回の法定協でも委員から質問、要望が出されましたように、この広報広聴の10,960,000円の中で、合併協定項目の調整方針と新市まちづくり計画の内容につきましては、法定協の事務局側でできるだけ分かりやすい共通資料を作成し、全世帯に配布しようという意味で、今回の主な補正の理由でございます。

それでは戻りまして、8ページの歳入のほうにまいります。歳入につきましては、8ページの真ん中のところに歳入の部という項がございますが、ご覧のとおり補正額としては金額の動きはございませんで、補正後の額につきましても79,344,000円、当然、歳出の額と同額でございます。

特に構成市町村の負担金によっておりますので、ご覧のとおり、この負担金の算出の仕方が均等割分と世帯割分があるわけですが、8ページの下の方にございますように、の世帯割分がございますが、今回の補正の要因が、協議会だより、住民説明会用の資料発行に伴う事業費相当額の組み替えでございまして、世帯割によることとございまして、川内市から鹿島村まで、補正額のところはご覧の金額になっているところでございます。

それから説明の最後に、飛びますけど10ページのほうをお開き下さい。

10ページのほうは、関連の説明でございまして、15年度の予算流用の報告書でございます。広報広聴事業費によりまして、説明の下段にございますけれども、協議会だよりの9回発行を10回発行に変更したため、需用費から委託料のほうに651,000円流用したということの報告でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第 36 号、川薩地区法定合併協議会平成 15 年度歳入歳出補正予算(第 1 回)について、提案説明を行いました。これから皆様方のご意見を求めます。ご質疑願います。

(「異議なし」の声)

異議なしという声が聞こえますが、お諮りします。議案第 36 号、川薩地区法定合併協議会平成 15 年度歳入歳出補正予算(第 1 回)につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして協議事項に入ります。協議事項の 1、今後の審議日程についてを議題といたします。事務局長の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料は 11 ページでございます。

11 ページが(2)協議事項、今後の審議日程についてということで、協議、ご相談でございます。

資料のほうは横のほうになりますけれども、法定協議会の協議スケジュールの変更をお願いするものでございまして、大きなものは、スケジュール変更の主なものにつきましては、ちょうどこの 11 ページの真ん中のところに、字は小そうございますけど、第 11 回、12 月 11 日に臨時の法定協の開催をご相談するものでございます。

この 11 ページの左のほうに、これもまた小さな番号ですけれども、左の番号の 34、交通関係事業から 39 の社会教育事業の 6 件につきましては、表に書かれておりますように、10 月 24 日の第 8 回法定協議会に提案されたものでございますけれども、当初計画では 12 月 24 日の承認予定としておりましたが、11 月 13 日、本日提案の、左の番号で説明いたしますと 40 番、一般職員の身分の取扱いから 44 番、その他事業の 5 件と合わせまして、冒頭申し上げました 12 月 11 日に臨時の法定協を開催し、審議承認をお願いしようとするものでございます。

この臨時の法定協開催の理由といたしましては、本日の提案の協定項目にもございますけれども、これまで一部提案を先送りしてきたものがございまして、当初計画のままで仮に 12 月 11 日に法定協開催をしない場合になりますと、12 月 24 日の法定協の議案が合計 17 件と膨大になるため、協議ご相談するものでございます。

本日、11 月 13 日の提案事項につきましては、当初予定どおり 11 月 25 日に各市町村の意見を一次集約しますので、各市町村の合併担当課におかれましては、議案の進行管理を

的確をお願いいたします。

それから資料の右のページのほうが、1月から3月までの予定になっておりますが、1月から3月までの住民説明会などの日程につきましても、幹事会等で事前協議をして、12月の法定協議会のほうであらためて報告、お知らせいたします。以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

協議事項の1、今後の審議日程について、ただいま説明をいたしました。何か委員の皆様方、ご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

特別にご意見もないようでございますので、ただいまご説明申し上げました、今後の合併協定項目の市町村協議のスケジュールを、この案に基づきまして進めさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

では引き続きまして(3)提案事項に入ります。

まず提案第38号、一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。総務部会長の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

議案第38号、一般職の職員の身分の取扱いについて。合併協定項目9号「一般職員の身分の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、

- 1 関係市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものでございます。
- 2 職員の定数については、関係市町村の現行定数の合計を新市に引き継ぐものとし、市長事務部局、教育委員会事務部局及び議会事務部局等の職員の定数の割り振りについては、合併時に調整するものとする。
- 3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一するものとする。
- 4 職員の給与制度については、国の基準及び類似団体を参考に、給料表の取扱いを含め合併時に調整するものでございます。

なお、現職員の現給は保障し、新市において格差の調整を行うものとするものでございます。

13ページでございますが、特に要旨・留意点でございます。

のところでは、合併協議により引き続き合併市町村の職員としての身分を保証することが義務付けられているところでございます。

におきましては、給与等についても、合併の前後において著しく不均衡が生じる場合についての取扱いに留意するとされているところでございます。

2においては、提案の理由でございます。

人事管理及び職員の処遇の適正化の観点並びに適正規模準拠の原則に従うとともに合併特例法の趣旨に沿った内容で提案とするものでございます。

なお、3においては、協定先進事例を4例ほどお示しをいたしております。

14ページの4につきましては、参考法令の抜粋を掲載をいたしております。

さらに15ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、15ページについては、事務事業一元化の総括表をつけてございます。これについては、特に一般職員の身分の取扱いについて、それぞれ事務部局等について、1市4町4村の現況について、横並びで掲載をいたしているところでございます。表の右のほうの下でございますが、現在の1市4町4村での一般職員の配置数、職員数については1,237名といたしております。

また、その下については、特別会計について91名ということで、現員数をお示ししているところでございます。

開けていただきまして16ページでございますが、特に16ページからにつきましては、給料、手当等について、それぞれ現況を付しているところでございますが、これにつきましては、それぞれ現在、調整方針案等につきましては、個別調整方針案として、それぞれ合併時まで調整することといたしているところでございます。お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま提案第38号、一般職の職員の身分の取扱いについて、ただいま提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。お持ち帰りをいただいて、またいろいろとお目通しをいただきたいと存じます。

では引き続きまして提案第39号、特別職の身分の取扱いについてを議題といたします。総務部会長の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

議案第39号、特別職の身分の取扱いについて。合併協定項目10号「特別職の身分の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、

1 常勤の特別職

(1) 市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。

(2) 給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。

(3) 新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定めるものでございます。

2 非常勤の特別職（議員、消防団員を除く。）

(1) 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の設置及び委員の数・任期等については、各法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額を基本に合併までに調整するものでございます。

(2) 農業委員会委員の報酬額については、現行報酬額を基本に合併までに調整する。

(3) 新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整するものでございます。

32 ページでございますが、特別職の身分の取扱いについての要旨・留意点につきましてでございます。ここについては3項目ほど付してございます。

2においては提案の理由でございます。

関係法令等に基づき、新市において必要な特別職を設置する内容で提案するものでございます。

3につきましては先進地事例の4例ほどをお示しいたしております。

4については参考法令等を39ページまで付してあるところでございます。

39ページをお開きいただきたいと思います。特に特別職の各委員会・委員の選任等についてでございます。

ここに掲げてございますように、新市施行前日、新市施行ということで、縦太線が入っておりますけれども、これを軸として、市町村長、助役・収入役、委員会、選挙管理委員会等について、合併前日、16年10月11日をもって失職ということになるわけですが、その後、失職による市長等の選任がございまして、これからしますと職務執行者を立てまして、50日以内の選挙に臨むということになるわけでございます。

その後における市長誕生からの経緯につきましては、矢印で示してあるとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

開けていただきまして41ページでございますが、事務事業一元化の調整総括表を掲げてございます。特に1市4町4村の現在の特別職の任期等について、横並びでここに付してあるところでございます。41ページにつきましては、任期、給料、期末手当等々についてでございます。

開けていただきまして42ページでございますが、その他の特別職の教育委員会、選挙

管理委員会、開けていただきまして 44 ページでございますが、各種の附属機関等の特別職の委員でございます。これらにつきましては、特に委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に、合併までに調整することといたしているところでございます。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま提案第 39 号、特別職の身分の取扱いについて、提案説明をいたしました。これから委員の皆様方のご意見を頂戴したいと存じます。何かご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないということでございます。お持ち帰り事項でございますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして提案第 40 号、生活保護事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

それでは 54 ページをお開き下さい。

議案第 40 号、合併協定項目 23 - 13 号「生活保護事業」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案について、ご説明をいたします。

生活保護事業については、国の制度であり、合併までに川内市の例により調整し、新市において実施するとした調整方針案としたものでございます。

55 ページの協定項目の要旨・留意点といたしましては、生活保護事業は、国・県の制度に基づいて、その法令・要綱等に準拠し新市で実施するとしたものでございます。

提案内容の理由といたしまして、生活保護の基本視点及び方針に添った内容で提案するものでございます。

なお、3 には先進事例といたしまして、3 地域の先進事例を記載してございます。

4 には参考法令等を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

今後のスケジュールといたしましては、11 月 25 日までに各市町村の協議回答をいただき、幹事会等の協議を経て、12 月 11 日の法定協議会で確認をいただくことになっております。

56 ページには、事務事業の一元化総括表に、調整方針案及び各市町村の現在の取り組み状況、また、一番右のほうには調整の具体的方針を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

なお、57 ページには、1 市 4 町 4 村の生活保護事業の現状を記載してございますので、

お目通しをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いを申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 40 号、生活保護事業について、提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質問願います。

(「なし」の声)

ございませんか。特別にご質問もないようでございますので、お持ち帰りいただきたいと存じます。

続きまして提案第 41 号、その他福祉事業についてを議題といたします。住民健康福祉部会長の説明をお願いします。

岩下晃冶住民健康福祉部会長

58 ページをお開き下さい。

議案第 41 号、合併協定項目 23 - 14 号「その他の福祉事業」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案について、ご説明を申し上げます。

- 1 民生委員・児童委員協議会事務局は、今後の事務局のあり方等について調整を要するため、新市に移行後、速やかに調整する。
- 2 日本赤十字社関係は、社会福祉協議会や婦人会が実施しており、廃止の方向で調整する。
- 3 社会福祉協議会委託は、委託業務等の内容が異なっており、合併時に新たな制度等を制定する。
- 4 民生委員推薦会は、推薦委員の選出方法等が異なっており、合併時に新たな制度等を制定する。
- 5 樋脇町民生委員記念林造成管理計画は、廃止の方向で調整する。
- 6 災害弔慰金・災害障害見舞金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 災害援護資金貸付は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 8 災害見舞金支給は、支給額や支給要件に差異があることから、合併時に新たに制度等を制定する。
- 9 被災者生活再建支援金支給は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 戦没者追悼式は、主催者や開催時期が異なっており、新市に移行後、速やかに調整する。
- 11 行旅困窮者の法外援助は、現行のまま新市に引き継ぐとした調整方針案でございます。

続きまして、89 ページの協定項目の要旨・留意点としましては、国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり実施する。 としまして、地域格差が生じないよう統合又は再編し、充実に努めるものとしたものでございます。

提案内容の理由といたしましては、その他の福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、充実に努めるとともに、独自制度による事業は、従来の実績を尊重し、区域内全体の均衡の保たれた調整が必要であるという内容で提案するものでございます。

3 といたしまして、3 地域の先進事例を、4 では参考法令を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

5 の今後の協議スケジュールは、生活保護事業と同様でございます。

60 ページから 68 ページにかけまして、事務事業の一元化調整総括表に、調整方針案及び各市町村の取り組み状況並びに一番右側のほうに調整の具体的方針を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 41 号、その他福祉事業について、事務局のほうから提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんか。

(「なし」の声)

特別にご質問もないようでございます。お持ち帰りいただきまして、ご協議をいただきたいと存じます。

では引き続きまして提案 42 号、その他事業(選挙事務関係)についてを議題といたします。総務部会長の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

69 ページでございます。

議案第 42 号、その他事業(選挙事務関係)について。合併協定項目 23 - 23(1)号「その他事業(選挙事務関係)」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしましては、

(1) 投票区については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。

(2) 開票区、投票時間、不在者投票(期日前投票)事務並びに不在者投票時間については、合併時に調整することとし、不在者投票所については、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

(3) ポスター掲示場については、設置場所の検討を行い、新市に移行後に速やかに調整

するというところでございます。

この中に括弧書きの期日前投票という言葉がございますが、今まで不在者投票という中で投票していただいていたわけでございますが、公職選挙法が 12 月 1 日で改正されますが、これにおきましては、今後については期日前投票とされているところでございます。

開けていただきまして、70 ページでございますが、選挙関係事務についての要旨・留意点を 3 点ほど、さらに 2 の提案理由でございます。

新市において、スムーズな選挙並びに選挙事務が実施できるよう調整し、提案するものでございます。

3 については、協定関係につきます先進事例を 3 例掲げてございます。

4 については、参考法令の抜粋を掲げているところでございます。

開けていただきまして 72 ページでございますが、事務事業一元化調整の総括表でございます。

9 市町村の現在の選挙関係事項について、お示しをいたしております。

特にこの他、選挙区並びに島嶼部があるための繰り上げ投票等も、今後、検討していく必要があると考えているところでございます。

なお、横並びの状況での選挙関係についての調整方針については、それぞれ付してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 42 号、その他事業（選挙事務関係）につきまして、提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

特別にないようでございます。

では続きまして、提案第 43 号、その他事業（個人情報保護制度）についてを議題といたします。総務部会長の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

提案第 43 号、その他事業（個人情報保護制度）について。合併協定項目 23 - 23（2）号「その他事業（個人情報保護制度）」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしましては、電子計算組織に係る個人情報保護条例については、未制定の団体もあるため、合併時に川内市の制度を基本に制定するものでございます。

また、マニュアル処理まで含む包括的個人情報保護条例については、未制定のため、新市において調整するものでございます。

75 ページでございますが、個人情報保護制度についての要旨・留意点、さらには2の提案理由でございます。

新市において個人情報保護制度を確立する方向で提案するものでございます。

3については、先進地事例を3例ほど、76 ページでございますが、参考法令等の抜粋を掲載をいたしております。

77 ページでございます。個人情報保護制度についての9市町村の状況を横並びで掲載をいたしているところでございます。これについては、今後、合併時に新たな制度を制定することといたしております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第43号、その他事業（個人情報保護制度）について、ただいま提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

特別にないようでございます。お持ち帰りでございますので、またご検討をいただきたいと存じます。

引き続きまして提案第44号、その他事業（地籍調査事業）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

79 ページでございます。

提案第44号、その他事業（地籍調査事業）について。合併協定項目23-23(3)号「その他事業（地籍調査事業）」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしましては、地籍調査事業については、新市で引き続き実施することとし、地籍調査完了に伴う成果等については、現行のまま新市に引き継ぐものとしております。

開けていただきまして80 ページでございますが、地籍調査事業の要旨・留意点を2例ほど、さらに2で提案理由といたしまして、新市においても継続して事業推進を図る内容で提案をいたしているものでございます。

先進地事例につきましては、4例ほどお示しをいたしております。

82 ページをお開きいただきたいと思います。

事務事業一元化の総括表をつけてございますが、9市町村の現在の地籍調査事業の状況をお示しをいたしております。これについては、現行のまま新市に引き継ぐものとしていたしているところでございます。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 44 号、その他事業（地籍調査事業）について、説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

特別に質問もないようでございます。お持ち帰りをいただきたいと思います。

では引き続きまして提案第 45 号、その他事業（会計事務関係）についてを議題といたします。企画財政部会長の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

資料の 84 ページでございます。

合併協定項目 23 - 23（4）号「その他事業（会計事務関係）」につきまして、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、指定金融機関等については、9 市町村の指定金融機関等の中から合併までに定めるとして提案するものでございます。

85 ページの 1 でございますが、協定項目の要旨・留意点といたしまして、新市の公金出納事務の効率化を図るため、地方自治法の規定により金融機関を指定し、公金の出納事務の一部を取り扱わせるものといたしました。

2 では提案の理由といたしまして、地方自治法施行令第 168 条の第 2 項の規定により「指定金融機関は市町村に 1 つの指定」となっておりますが、現在 9 市町村内に指定金融機関が 4 金融機関ございますので、これを 1 つにする必要がございます。

3 で先進事例、4 で参考法令、それと 86 ページのほうで、今後の協議スケジュールを記載してございます。

87 ページは事務事業一元化調整総括表といたしまして、指定金融機関、収納代理金融機関等の各市町村の現状を示してございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。提案第 45 号、その他事業（会計事務関係）について、これから質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

特別にご質問もないようでございます。次に入らせていただきます。

提案第 46 号、その他事業（契約事務関係）についてを議題といたします。企画財政部会長の提案説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

同じく資料の 88 ページをお開き下さい。

合併協定項目 23 - 23 (5) 号「その他の事業 (契約事務関係)」につきまして、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、工事等入札指名事務及び入札事務は、合併時に川内市の例により調整するとして提案するものでございます。

89 ページでございますが、1、協定項目の要旨・留意点といたしまして、契約に関する事務に関し必要な事項を調整するものとする。

(1) 工事等入札指名事務については、指名基準、指名業者数等について調整する。

(2) 入札事務については、入札方法、入札保証金、最低制限価格等について調整する。

予定価格の事前公表制度については、合併時まで調整する。電子入札の実施については、新市発足後研究することとするをいたしました。

2 では提案の理由を、工事等入札指名事務及び入札事務については、事務の効率化や透明性等の向上を図る観点から調整し、提案するものとしてございます。

3 で先進事例、4 で参考法令、5 で今後の協議スケジュールを記載してございます。

90 ページから 91 ページでは、事務事業一元化調整総括表として、工事入札指名事務及び入札事務について、各市町村の現状を示してございます。お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 46 号、その他事業 (契約事務関係) につきまして、ただいま提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

今村松男委員

祁答院の今村です。

ただいま説明いただきました契約事務関係について、調整方針案では、工事等入札指名事務は、合併時に川内市の例により調整するとなっております。特に入札参加資格に係る指名基準の取扱いの件であります。構成市町村の指名基準金額には、それぞればらつきがあるようでもございます。

このまま川内市の例により調整するということになりますと、各市町村で現に活動拠点を持つ業者は、工事の受注が厳しくなっていくのではないかと、大きな不安も抱くような気もいたします。

今後においても、地場産業として地域の活性化に大きな貢献をしていただけること等を

考えますと、調整方針案としては、建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格の取扱いについては、現行のとおりとしていただきたいことと、地域を考慮した業者指名の基準など、現市町村単位で工事入札指名及び入札事務が執行できるようなシステムの導入について、検討いただきますようにご要望をいたします。

森卓朗会長

今、今村町長さんのほうからご発言がありましたが、企画財政部会長。

平敏孝企画財政部会長

今、委員のおっしゃいましたことにつきましては、現在、専門部会、幹事会等で検討をいたしているところでございます。おっしゃいますとおり、9市町村におきまして、種類の区分、標準金額、そういったものについて、ばらつきがございます。今後、こういった内容につきまして、地域性も考慮しながら、十分幹事会等で協議いたしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。これから今のご意見を踏まえまして、いろいろと調整もしてまいるといってございます。他にございませんか。

(「なし」の声)

他にご質問もないようでございますので、お持ち帰りいただきまして、いろいろとご検討いただきたいと存じます。大事な項目であります。

次に提案第47号、その他事業(企画関係)についてを議題といたします。企画財政部会長の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

それでは資料の92ページをお開き下さい。

合併協定項目23-23(6)号「その他事業(企画事務関係)」につきまして、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、

1 総合計画策定につきまして

(1) 総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。

(2) 総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。

(3) 総合計画「実施計画」(3ヶ年計画)については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

2 定住促進に関することについては、新市に移行後、速やかに調整するとして提案するものでございます。

93 ページのほうで、1で協定項目の要旨・留意点といたしまして、新市のあるべき姿を示すものとして、旧市町村の総合計画を考慮し、新市まちづくり計画に基づいた総合計画を策定する必要があります。で新市の均衡ある発展を図るための定住促進対策を図る必要があります、といたしました。

2で提案の理由を、3で先進事例を、4では参考法令を記載してございます。

94 ページのほうに、参考資料といたしまして、総合計画の構成が三層構造であるということをご説明いたしております。基本構想、基本計画、実施計画の三段構えということでお示ししております。

95 ページから 97 ページで、事務事業一元化調整総括表として、総合計画策定、定住促進に関します各市町村の現状を示してございます。お目通しいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

提案第 47 号、その他事業(企画関係)についての提案説明をいたしました。何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございますが、これまで提案第 38 号から 47 号までは、12 月 11 日の協議会での確認をすることになっております。お持ち帰りをいただいて、それぞれ幹事会の一次、二次の調整が行われることになっておりますので、よろしく持ち帰っていただきまして、ご検討賜りたいと存じます。

一応、提案 47 号までまいりましたので、ここでちょっと 10 分間休憩をしたいと存じます。15 時 30 分から再開いたしたいと存じます。休憩します。

(休憩：午後 3 時 19 分～午後 3 時 30 分)

司会者(川野眞司事務局次長)

では、まもなく会議を再開いたしますので、ご自席のほうへお戻り下さいますよう、お願いいたします。

森卓朗会長

では、会議を再開いたします。す。

提案第 48 号、議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。議会・監査部会長の説明をお願いします。

岩下満志議会・監査部会長

議会部会です。協議会資料は 98 ページになります。

調整方針案の提案説明に入ります前に、この調整方針案を提案するまでの経緯について説明を申し上げます。

この合併協定項目第 6 号、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、法定協議会が最終的な議決機関であることの確認のもとで、専門部会あるいは構成各議会での特別委員会、全員協議会での各議会議員の意見調整、さらにはその意見集約としての議会議長会 8 回の開催を通じ、また、幹事会などでの慎重審議の協議の経過を経て、本日、提案するものであります。

その調整方針案について、具体的に説明申し上げます。

提案第 48 号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて。協定項目第 6 号「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案するものであります。

具体的な内容については、読み上げて説明とさせていただきます。調整方針案のほうを読み上げます。

1 新市の議会の議員の定数は 34 人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 1 項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4 年間）に限り、新市の議会の議員の定数は 44 人とする。

また、選挙区については、旧市町村の区域ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。

旧川内市の区域	25 人	旧樋脇町の区域	4 人	旧入来町の区域	3 人
旧東郷町の区域	3 人	旧祁答院町の区域	3 人	旧里村の区域	1 人
旧上甑村の区域	2 人	旧下甑村の区域	2 人	旧鹿島村の区域	1 人

なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。

2 議員報酬の額は、川内市の例により、合併時まで調整する。

3 委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。

協定項目の資料、要旨・留意点については、99 ページ 1 番に記載のとおりであり、同じく提案の理由については、2 に記載のとおり、合併の効果、地域間の均衡等に配慮した内容で協議を重ねていただいたものを提案するものであります。

先進事例についても同様のとおりであります。それぞれを 6 例ほど掲載しております。

地方自治法に基づく原則適用の例、定数特例適用の 2 例、在任特例の 2 例。議員定数の整理、選挙区の設定、在任の問題など、それぞれの先進例でありますので、後もってお目通し下さい。

併せて関連いたします地方自治法、公職選挙法など、関係法令の参考条文等は、100 ページから 102 ページに記載のとおりであります。

また、今後の協議スケジュールは、102 ページに記載のとおりであり、各市町村からの協議回答を 11 月 25 日までに、一次、二次協議をそれぞれ 12 月 6 日、18 日を予定、協議会確認を 12 月 24 日で計画しております。

なお、調整方針のための各項目内容、現状など、関連いたします事務事業一元化調整総括表についても、103 ページから 107 ページに記載のとおりであります。103 ページにつきましては、調整方針、基本的な事項、104 ページにつきましては、定数特例、在任特例などの考え方及びそれぞれのメリット、デメリットなど、105 ページにつきましては、選挙区設定の例示、106 ページ、107 ページにつきましては、議員報酬、費用弁償、委員会の種別などを整理したものであります。

以上、調整方針案、関連事項について、提案説明をさせていただきました。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 48 号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。どうぞご意見出していいただきたいと存じます。

肥後耕作委員

祁答院の肥後です。

8 回ほど議長会が行われまして、それぞれ 9 自治体の考え方、議会の意見の集約の中で、なかなか一本化ができなかったことは、それぞれの首長さん、また、幹事長さんあたりもよくご存知のはずであっただろうと思っております。

5 つの自治体が在任の 6 ヶ月程度ということで意見を集約をし、また、住民の皆さん方の感情やらを含め、不均一課税等も合併の中であるということ踏まえ、議員も持ち寄り報酬でもいいではないかということで、5 自治体は意見集約をして、議会部会では 2 案のうち 1 案でありました。

議会部会、あるいは幹事会あたりで、本日、この定数特例についての文句ということではありませんけれども、今後、今日のこの議題につきましては、持ち帰りの 1 つの議題でありますので、やはり幹事会あたりで、この定数特例が決めて提案されたということであれば、議会の代表として出席しておりますので、統一した 1 つの幹事会の考え方等をここで示していただいて、また、議会に帰って報告もしなければならぬと思っておりますので、そこらあたりのちょっと説明をしていただきたいと思っております。

森卓朗会長

定数特例について、取扱い等について、これまでの協議の結果を踏まえて、ここに議案として提案をした、そこらあたりについて、もう少し説明をして欲しいというご意見であります。

岩切秀雄委員

幹事長の岩切でございます。ただいまご質問がございました。

先ほど部会長が説明しましたとおり、8回の議長会を踏まえて、2つの提案がなされまして、幹事会としてその議長会が決められなかったことを、はたして幹事会で決められるかということでスタートしたわけですけど、考えとしては、やはり幹事会で一本化して協議会に提案をしなければならないという大きな責務があるために、大変苦慮したわけですが、幹事会で意見を求め、そして途中で休憩しまして、助役会を開催し、約1時間程度審議をいたしたところです。

それで2つの案のうち1つに絞るにあたっては、まず1点目に130人の在任特例を使うということになると、まず住民の理解を得られるかということが、一番大きな課題でありました。130人で議会を開催し、例えば6ヶ月といえども、最低5回ほどの本会議を開く必要があると。それについては、130人の議場設定、また、130人の控室、それに対応する当局側の出席の状況、また、傍聴席、そういうことを踏まえると、かなりな経費もかかるのではないかというようなこと等も意見開陳をいたしました。

そしてそういうことになると、次の住民感情がどうかと。先進地例では、すでに住民運動が起きまして、議員が辞職された例等も、このごろ報道されたりしていることもあったことを踏まえまして、どうしても130人では無理があるという判断をした中で、次に、ではどうすればいいかということで、議長会で出された意見を聞いた中では、必ずしもこの2つの案に限らず、幹事会で別な案を作ってもいいということも聞いておりましたけど、結果的にもう1つの案であります44人でどうかということの審議をしましたところ、まず川内市の議場を有効に使えるかということからしますと、現状として44人は一部机を増やすことによって可能であるということ等を踏まえ、定数一番多い44でいかがかということもありましたし、一方では、議長会を8回もしてきたそれを無視するわけにもいかないということ等もありまして、とりあえず提案は44でいかがかということと、選挙区につきましては、やはり地域の声を反映させる必要があるという意見もありまして、さらにこれについてはコミュニティ協議会で十分反映されるのではないかということ等もありましたが、とにかくスタートした1期4年間については、選挙区を設けてそれぞれの意見を集約すべきだということで協議をいたしました。

そういうことを踏まえ、幹事会としては1案に絞るとなると、今、提案したこういう意見を出して、そして協議会に最終的には判断を委ねたいということであったところござ

います。

そのようなことで、大変幹事会としても苦慮したというのが実情でございまして、どうしても一本化となると、こういう案に絞らざるを得なかったということでございます。

また、次の4年後の選挙についてどうするかということについては、議長会で出された案については新市で協議するとなっていましたけど、これはやはり法定の34人で選挙区なしということで、ちゃんとここで明確にしておいたほうがいいのではないかとということで、今回の提案にございますとおり、なお書きを入れまして、選挙区は設置しないということを入れたほうがいいという集約をいたしたところであります。

また、議員の報酬につきましては、当然、44人体制でスタートするとなると、川内市の例によるということで、やはり議員報酬は同じ市会議員ですから、同じくしたほうがいいのではないかとということで、2番目の川内市の例によりということ、調整案を出したところでございます。

大まかには以上のようなことでございます。

肥後耕作委員

議会部会で2案上げるということで、幹事会に、あるいは助役会に任せるという形で出しました。

ただ、それぞれの議会が今後、今、岩切幹事長が言われたことを説明をして、議会の同意を求めようという努力はしないといけないと思っておりますけども、ただ、非常に薩摩東部にいたしましても、もう4回程度継続審議やらやっております。

そういう中で、本当に5自治体の議会の1つの意向というものが、どの程度反映されたのかなという部分が、こうして提案されますと、疑問に感じて、議会としての1つの議決権のある機関が、本当に4自治体が定数特例を望まれ、5自治体が在任を選んだ中で、たぶん助役会も相当苦慮されての本日の提出であろうと思っておりますけれど、今日、提案事項ですので、今後持ち帰って、岩切幹事長さんが言われた、こういうこと等も含め、検討させていただきたいと思えます。

森卓朗会長

議長会におきましても、8回のご協議をいただきまして、専門部会の諮問による最終的な結論までは出せないということで、幹事会のほうへのいわゆる議案提案の一任をされたところであります。

協議会の会長といたしましても、提案する以上、どちらか2本をどうしますかというわけにはいきませんので、やはり1本に絞って、議案としては提案をしなければいけないと。あとお諮りしましたことにつきましては、これからお持ち帰りをいただきまして、今度は各議会の中で真剣なご論議をいただきまして、それぞれの団体で結論を出されて、お持ち

帰りをまたここにいただくわけでございます。

いろんな考えがあると思いますので、どうぞ最終的にこの 48 号につきましては、12 月 24 日、最終的なまとめ、決定ということにいたしておりますので、どうぞお持ち帰りをいただきますして、論議をしていただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

他にこの件につきまして、ございませんか。

岩下早人委員

川内市の岩下でございます。

肥後委員の意見に関連して、少しだけ話をさせていただきたいと思っておりますが、私も議長会において決められなかったということも大きな原因でありますけれども、幹事会でも大変苦労いただいたということは十分分かっております。

そこで、なぜそれになぜ決めなかったかという議論については、今日は避けますけれども、ただ 1 つ理解をお互いにしておかなければならないこととしては、双方にそれぞれ欠点も利点もあるということございまして、私も川内市でも在任 6 ヶ月でフリーで、6 ヶ月後はフリーで 34 の法定定数で選挙しようということは、大きな私どもの目的でありました。

それは今回提案されたのは、44 で 9 つの選挙区を作るということ、それが一体的なまちづくりにつながるかという問題でありました。

5 つの市町村については、選挙区はいらないんだと、早く一体的なまちづくりをしようという意見があったということも、ここであらためて述べさせていただきたいというふうに思います。

それぞれ議会では、今後、議論をしながら、できるだけ早く、市民の意向を汲みながら、議員として責任あるまとめ方をしていかなければならないだろうというふうに思っておりますが、あえてここでそういった面では、選挙区を設けないということを私どもは主張してきたということ、あらためて申し上げておきたいと思っております。以上であります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

他にこの件でご意見ございませんか。

(「なし」の声)

意見も一応出しましたが、これはあくまでもお持ち帰りでございますので、今後また委員各位におかれましては、住民の意向等も踏まえて、そして議会の中で十分ご審議をいただきまして、またお持ち帰りいただきますようお願いを申し上げます。

一応、提案 48 号につきましては、これで今日は終わりにしたいと存じます。

引き続きまして提案第 49 号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題

といたします。産業経済部会長の説明をお願いします。

上戸建次産業経済部会長

それでは 108 ページをお開きいただきしたいと思います。

提案第 49 号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。合併協定項目 7 号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、次のとおり提案するものであります。

調整方針案といたしまして、

1. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の 1 市 4 町の区域、里村・上甑村・下甑村・鹿島村の 4 村を区域とする 2 つの農業委員会を置くとしておりますけれども、2 つの農業委員会につきましては、一応、島嶼部を抱えているという特異性もありまして、農地法等の法令業務や諸証明事務等が困難を来すと思われまますので、また、住民サービスの低下を招かないためにも、2 つの農業委員会が必要と思われまして提案するものであります。

(2) では、新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、1 市 4 町の区域は 38 人、4 村の区域は 10 人とする。ただし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 3 項の規定を適用し、平成 17 年 4 月 30 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するとしておりますけれども、農業委員会におきましては、特例法が原則の 2 通りしかありませんので、原則を使いますと、合併の日において農業委員全員が失職となりますので、また、事務局職員も置かれないというような状況になりまして、空白期間がそこに発生いたしますので、いかなる農業委員会の業務もできなくなりまして、許認可事務等について遅れが生じるということで、これにつきましても住民サービスの低下を招くために、合併特例法を適用する内容で提案するものであります。

また、農業委員会の委員といたしましては、構成委員と選任委員があるわけですがけれども、選任委員につきましては、一応、合併の日で失職となるようであります。

それから(3)につきましては、選挙区設置等については、新市に移行後、速やかに協議する。

大きな 2 番で、農業委員会の運営等については、次のとおりとする。

(1) で、農業委員会の運営については、合併時まで、具体的な調整を行うこととする。

(2) では、諸証明手数料については、合併時まで、新たに制度等を制定する。

109 ページにおきましては、1 で協議項目の要旨・留意点を 2 項目、それから 2 では提案の理由をしてありますけれども、調整方針案のほうでも若干説明重複となりますので、お目通し方をよろしくお願ひしたいと思います。

それから3では先進事例を4例ほど挙げてありますので、お目通し方をよろしくお願ひします。

110 ページから 113 ページには、参考法令等を記載してありますので、こちらのほうもお目通し方をよろしくお願ひしたいと思います。

5の今後のスケジュールでは、11月25日、各市町村協議回答、12月24日の協議会確認となっております。

また、114 ページは任期等の選択肢、115 ページから 117 ページは事務事業一元化調整総括表を記載してありますので、お目通し方をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 49 号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「なし」の声)

ございませんか。お持ち帰り提案でございますので、どうぞまた各委員お持ち帰りいただきまして、いろんなご意見をまとめていただきたいと存じます。

引き続きまして提案第 50 号、一部事務組合の取扱いについて、その2でございますが、議題といたします。調整班長の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

それでは一部事務組合等の取扱い(その2)につきまして、調整方針案の説明をさせていただきます。資料 118 ページをお開き下さい。

一部事務組合等の取扱いにつきましては、その1ということで、10月7日、第7回協議会で提案をさせていただきましたけれども、その時の協議の進捗状況によりまして提案できなかった、薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋協清掃組合、川薩地区介護保険組合の3つの一部事務組合について、今回、協議をお願いするものでございます。

これらにつきましては、構成市町村外の市町との協議が必要であり、現在まで協議を続けてきましたけれども、1つの調整方針案に絞りきっておりません。そこで、今回、複数の案で提案をさせていただくこととなっております。

それでは調整方針案の説明をさせていただきます。

合併協定項目 13 号「一部事務組合等の取扱い(その2)」について、次のとおり提案する。

調整方針につきましては、枠の中でございます。

1 薩摩郡東部衛生処理組合の構成団体である入来町と祁答院町については、当該組合及

び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。

(1) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を対象に合併の日に当該組合に新たに加入する。一部事務組合再編の方式でございます。

(2) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において旧入来町・祁答院町の区域を当該組合に委任する。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。一部委託の方式でございます。

(3) 入来町・祁答院町は、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市の直轄事業として行う。財産及び職員の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。これが直轄事業の方式でございます。

2 串木野樋脇清掃組合の構成団体である樋脇町については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。

(1) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市における旧樋脇町の区域は、当該組合及び構成団体の協議により決定される施設を所有する団体に委託する。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。一部委託方式でございます。

(2) 組合構成団体が1団体となるため、当該組合は解散となる。よって、新市の直轄事業として行う。財産の取扱いについては当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。直轄方式でございます。

今の樋脇串木野市清掃組合につきましては、1市1町の2団体の組合のため、樋脇町が合併により法人格を失うこととなりまして、構成団体が串木野市のみ1団体となることとなります。1団体となりますと、複数でないため組合自体は消滅するということとなります。

ただし、この場合でも組合の解散の手続きは取る必要がございます。

続きまして119ページでございます。3番でございます。川薩地区介護保険組合の構成団体である川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村については、当該組合及び構成団体との協議を行い、次のいずれかによることとする。

(1) 合併の日の前日に当該組合から脱退し、合併の日に新市において当該組合に加入する。一部事務組合再編の方式でございます。

(2) 合併の日の前日に当該組合を解散し、合併の日に全ての事務を新市に引き継ぎ、直轄事業として実施する。財産の取扱いについては、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併までに調整する。直轄事業の方式でございます。

川薩地区介護保険組合につきましては、本地区の合併施行日が薩摩東部地区より3ヶ月早いということから、解散の時期について十分協議をする必要があると考えます。

今後の協議スケジュールにつきましては、資料のとおりでございます。

120 ページから 3 団体の概要を掲載してございます。協議の参考にさせていただきたいと思っております。

今回提案しました 3 団体については、調整方針が確定していないことから、今後も協議を続けていくこととなりますが、協議の目途としましては、薩摩郡東部衛生処理組合と川薩地区介護保険組合につきましては、現在行われております薩摩東部地区合併協議会の住民説明会の終了する 11 月 29 日以降の早い時期を予定しております、串木野樋協清掃組合につきましては、12 月 10 日ごろを目途としております。

そして協議確認でございます 12 月 24 日までには、1 つの調整方針案を示したいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。ご協議方よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

提案第 50 号、一部事務組合の取扱い（その 2）についてを、ただいま説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かございませんか。

（「なし」の声）

特別にないようでございます。お持ち帰りでございますので、どうぞまたひとつご検討の上、またいろいろご意見を出していただきたいと思います。と存じます。

では引き続きまして提案第 51 号、環境衛生事業（その 2）についてを議題といたします。住民健康福祉部会長の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

資料の 122 ページをお開き下さい。

この環境衛生事業（その 2）につきましても、ただいま説明がございました一部事務組合の取扱いと連動する部分がございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議案第 51 号、合併協定項目 23 - 9 号「環境衛生事業（その 2）」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、まずし尿処理関係でございますが、

（ 1 ）し尿汲取手数料及び地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

（ 2 ）し尿処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。

（ 3 ）一般廃棄物処理業許可証交付手数料及び同再交付手数料並びに浄化槽清掃業許可証交付手数料及び同再交付手数料は、合併時に川内市の例により調整する。

（ 4 ）西薩環境センター対策委員会運営補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

（ 5 ）し尿・浄化槽汚泥等の収集処理計画及びし尿収集・浄化槽清掃業の許可について

は、合併時に新たに制度等を制定する。

(6) 投入手数料、し尿・浄化槽汚泥等の収集・処理業務、し尿処理施設の管理、し尿収集区域の指定及び海洋投入処分については、関係一部事務組合の調整方針に基づき、調整するものとする。

ごみ処理関係でございますが、

(1) 廃棄物処理計画は、合併時に新たに制度等を制定する。

(2) 県外廃棄物搬出事業は、合併時に新たに制度等を制定する。

(3) 川内市クリーンセンター内最終処分場、最終処分場(計画、設計、実施)及びごみ処理施設の整備については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(4) 地元との連絡調整は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

(5) 川内市クリーンセンター地域振興補助金は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

(6) 一般家庭用ごみ袋販売委託は、新市に移行後速やかに調整する。

(7) 廃棄物処理手数料、ごみの収集方法等、ごみの資源化及び特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、関係一部事務組合等の調整方針に基づき、調整するものとする。

3 火葬関係でございますが、火葬場(火葬料)については、合併時に新たに制度等を調整する。

4 環境衛生事業に関する公共的団体については、公共的団体の取扱いによる調整方針案としたものでございます。

124 ページをお開き下さい。

協定項目の要旨・留意点として3項目を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

提案内容の理由といたしまして、環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、事務事業一元化調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案するものでございます。

3としまして先進事例、4に今後の協議スケジュールを書いておりますが、11月25日までに各市町村の回答をいただき、幹事会等の協議を経て、12月24日の協議会で確認をいただくことになっております。

続きまして126ページから132ページには、事務事業一元化調整総括表に、各市町村の取扱いの現況及び調整方針案並びにまだ一部事務組合等で協議が済んでいない調整方針案につきましては、調整方針案並びに課題、問題点につきましては、一部事務組合または委託方式と直轄方式の両方を併記してございますので、後もってお目通しをいただきたいと思っております。

また、133ページには、公共的団体等の比較表(2)を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

森卓朗会長

提案第 51 号、環境衛生事業（その 2）について、提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声）

特別にないようでございます。お持ち帰りでございますので、また持ち帰ってご検討いただきたいと思います。

では引き続きまして提案第 52 号、新市地域情報化計画案についてを議題といたします。電算情報部会長の説明をお願いします。

村尾光政電算情報部会長

電算部会でございます。134 ページでございます。

提案第 52 号、新市地域情報化計画案について。新市地域情報化計画案について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案でございます。別紙のとおりということで、資料の 5 で説明をいたします。

135 ページ、提案の理由でございます。新市の住民サービスの向上、事務の効率化のための情報化を総合的、計画的に示す新市地域情報化計画を策定するにつき提案するというものでございます。

2 番、計画策定の経過、それから 3 番、今後のスケジュールについては、以下のとおりでございます。

それでは別紙の資料 5 の新市地域情報化計画案について、説明をさせていただきます。

表紙を開けていただきまして、目次のところでございますが、この計画案につきましては 6 章からなっております。第 1 章が計画策定の背景と目的、第 2 章が情報通信の現状、第 3 章、地域情報化の基本的な考え方、開けていただきまして第 4 章、地域情報化の具体的施策、それから第 5 章、地域情報化の推進、第 6 章、事業計画、それから参考資料等がついてございます。

まず第 1 章、1 ページからでございますが、第 1 章には計画策定の背景と目的ということで、1 番に計画策定の背景、2 番、計画策定の目的、それから 3 番目に目標年次ということで挙げてございます。

開けていただきまして 2 ページのところでございますが、計画策定の背景、(1) 地域課題への対応というものでございますが、地域が抱える課題を的確に把握し、確実に対応していくことが必要となりますということで、1 番から 4 つほど、地方分権への対応、あるいは少子・高齢化への対応、地方拠点都市としての対応、それから 4 番目に行政区の拡大への対応ということが必要になってくるということでございます。

3 ページの(2)でございますが、情報化社会の急速な進展。これにつきましては、新市においては、急速な進展を続ける情報通信技術を的確にとらえ、あらゆる課題に対応できる情報化施策が必要となりますということでございます。

開けていただきまして4 ページ、2 番、計画策定の目的でございますが、(1) 計画策定の目的につきましては、この計画は、新市の行政内の情報化の指針となるとともに、10 万人都市となる新市の住民ニーズに対応した行政サービスの提供や地域が主体となる住民参加型の情報交流の方策を体系的に示すものであるということでございます。

それから安全で豊かな活力ある新市の地域社会を形成するために新市地域情報化計画を策定するというものでございます。

(2)でございますけれども、地域情報化の定義、これは3 つほど挙げてございますが、1 番目に情報のやりとり、情報の交流をするということでございます。2 番目が情報のやりとりの環境整備、それから3 番目に情報のやりとりによる地域の発展ということを定義しております。

それから開けていただきまして6 ページでございますが、(3) 計画の位置付けでございますけれども、地域情報化の面からとらえた基本方針を示すとともに、地域情報化に関する総合的計画として位置付けるというものでございます。

7 ページ、3 番、目標年次は平成 26 年度までとします。

それから合併後の新市において策定される基本構想、基本計画および各分野別計画、または、それらの改定と今後の著しい社会経済事情や情報通信分野の変動に配慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行うというものでございます。

開けていただきまして9 ページでございますけれども、第2 章につきましては、情報通信の現状ということでございますが、この中では1 .情報通信に関する社会・経済の現状、それから2 番目に地域の情報化の現状と課題ということで挙げてございます。

10 ページのほうでございますが、1 番、情報通信に関する社会・経済の現状、これには1 番目に国の対応、それから(2) 鹿児島県の対応、それから(3) 11 ページでございますが、情報通信社会の現状ということで挙げてございます。

開けていただきまして12 ページ、大きな2 番でございますが、本地域の情報化の現状と課題ということでございます。

この計画の策定にあたりましては、地域がどういう情報環境にあり、どのような情報化を望んでいるかということで、アンケート調査、意向調査をしております。

これらの調査結果を基に、情報化の現状や課題の把握・分析を行い、具体的な施策について、あるいは次章移行に基本理念、基本方針、具体的施策として示してございます。

12 ページからずっとあと、アンケートの結果等を挙げてございます。21 ページまでです。

ずっと開けていただきまして23 ページ、第3 章でございます。地域情報化の基本的な

考え方につきましては。

森卓朗会長

ちょっと説明をもう少し簡素化して、要点だけちょっと説明して下さい。

村尾光政電算情報部会長

地域情報化の基本理念、24 ページでございますが、『人と人をつなぐ“ふれあい情報ネットワーク”』という基本理念を定めておりまして、その意味でございますが、人と人のつながりを大切にしつつ、情報通信技術を用いて情報をいつでもどこでも自由にやりとりできるように、あるいは実際にふれあうことができるきっかけをつくっていかうというものでございます。

25 ページにはその基本方針4つを述べてございます。

それから第4章、27 ページでございますが、地域情報化の具体的施策ということで、6項目を挙げてございます。

28 ページ、1項目目ではコミュニティネットワークの構築、それから31 ページ、2番でございますが、安心して快適に暮らせる情報化の中では、保健・医療の連携、あるいは福祉に対する支援という事例を述べてございます。

それから開けていただきまして36 ページに消防指令システムの構築、あるいは総合防災情報システムの構築まで挙げてございます。

40 ページ、3番でございます。あしたのための情報化、これにつきましては、生涯学習情報の提供と伝統文化の保存・活用というものと、それから教育支援システムの構築、それから国内外との交流、43 ページでございますが、挙げてございます。

大きな4番、44 ページでございますが、活力をうみだす情報化、これにつきましては、1番目に農林漁業の活性化、それから2番目に商工業の活性化、3番目に観光の振興を挙げてございます。

大きな5番、だれでも使える情報化、これは49 ページでございますが、情報通信基盤の整備、それからバリアフリー環境の整備を挙げてございます。

大きな6番、行政の情報化、51 ページでございますが、行政ネットワークの構築、それから電子自治体の構築というものを挙げてございます。

開けていただきまして55 ページ、第5章でございますが、地域情報化の推進、ここには推進体制と留意点というものを挙げてございます。

56 ページでございます。推進体制につきましては、全市的な推進体制、それから庁内の推進体制、それから国・県を含めた大学等の研究機関、あるいは民間企業等との連携が必要ということでございます。57 ページにその組織図案が挙げてございます。

それから58 ページ、大きな2番でございますが、情報化を進めるにあたっての留意点、

ここには人にやさしい情報環境づくり、それから2番目に個人情報保護対策、3番目にシステム安全対策、これはハードウェア、ソフトウェア等の安全対策を述べてございます。

(4) 環境への配慮、それから5番目に知的所有権等の保護ということで挙げてございます。

開けていただきまして61ページ、第6章でございますが、事業計画でございます。

62ページでございますが、この62ページ以降には、第4章の地域情報化の具体的施策ということで6項目挙げてございましたが、そこに施策事業名として挙げてございました全ての事業について、ここに事業名あるいは内容、事業主体、年次計画ということで挙げてございます。1例だけちょっと説明をいたします。

62ページの一番上でございますが、地区コミュニティ協議会相互の連携ということの事業名、それから内容につきましては、地区コミュニティセンター：グループウェアの導入ということで、事業主体が市、それから年次計画は、合併直後から取り組みますというような表示でございます。

それから一番下のほうに、網かけの矢印と白抜きの矢印がございますが、網かけのほうは実施予定または一部実施予定ということになっております。白抜きのほうは調査検討ということでございます。

それとあと合併前から取りかからなければいけないものだけをちょっと紹介をさせていただきます。62ページの下から2番目でございますが、消防緊急指令システムの拡充、それから63ページ、上から2番目でございますけれども、消防無線の改修・デジタル化、それから63ページの下から7行目ぐらいですか、教育ネットワーク基盤の整備、それから学校テレビ会議システムの導入がございます。

それから65ページでございますが、行政の情報化の中で、行政ネットワークの構築ということで、本庁・支所・地区等のネットワークの整備、それからネットワーク侵入検知システムの整備、それからセキュリティパッチシステムの整備、それから無停電装置の整備、それと庁内LANの拡充、それから行政情報の提供、新市ホームページの作成、それから下のほうにいきまして、職員の情報共有ということで、テレビ会議システム(本庁・支所間)あるいは1人1台パソコンの整備というものを合併前に取り組むということで挙げてございます。

そのあとは参考資料ということで、67ページ以降に挙げてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

森卓朗会長

ただいま提案第52号、新市地域情報化計画案について、提案説明をいたしました。何かこの項について、ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

大変詳細に計画書案を策定しておりますので、お持ち帰りいただきまして、お目通しをいただき、ご協議をいただきたいと存じます。

ではこの提案の関係につきましては、これで終わらせていただきまして、4番目の報告事項、合併協定項目E・F群の協議状況についてを議題といたします。調整班長の説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

資料のほうは136ページをお開き下さい。

E群・F群の協議状況についてということで、まずE群につきまして、9月25日、第6回で提案されたものでございます。10月24日の市町村回答を受けまして、10月30日の幹事会で一次集約をしました結果でございます。

慣行の取扱いにつきましては、市章について合併時にも活用できるようにしたらどうかというご意見等ございました。新市におきまして調整方針案のとおり制定するというようにしております。

ただ、合併後の記念式典等の検討も、今後、していかなければならないということから、その制定のスケジュールや方法等については、また調整をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、3番目の広報広聴事業につきまして、ホームページの取扱いについて出ております。ホームページにつきましては、他の部会と横断的な調整等を図りながら、新市の施行と同時に開設をする方向でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして137ページでございます。

F群につきましては、10月7日、第7回協議会で提案をし、10月30日、幹事会で一次集約をしたものでございます。

2番の消防団の取扱いにつきまして、下出・轟分団の統合につきまして、轟地区についても分団として残して欲しいという意見が出されております。

これにつきましては、組織全体的に分団の統合等を含めまして組織の提案をしておりますが、消防力の基準及び祁答院分署の設置等も考慮した組織案ということで示してございますので、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

また、消防団無線につきましては、調整方針が合併後3年以内ということですが、現在の市町村独自の無線施設では対応ができるのかというようなことが出ておりますが、地区消防組合のほうからの回答で、現在消防団で使用されている無線の現状等から、対応は可能であるという回答をしております。

それから農林水産関係事業、でございますが、調整方針の1の(1)のところで、マスタープランという出だしになっております。このマスタープランが何なのか不明であるというようなことで、*にありますように、先頭のところに「地域農業」という4文字を

入れ、地域農業マスタープランということで、調整する方向で検討をしているということ
でございます。

このE群・F群につきましては、このあと10月20日、第10回幹事会で二次集約をし
まして、11月26日の第10回協議会の中で承認をいただくものでございます。

以上で報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

報告事項の 合併協定項目E・F群の協議状況について、ただいま説明を申し上げまし
た。何かこの項目について、ご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

特別にご意見、ご質問もないようでございます。最終的な11月26日の第10回の法定
協で確認をすることにいたしておりますので、どうぞお持ち帰りいただきまして、またお
考えをまとめていただきたいと存じます。

続きまして 事務の進捗状況について、 9 専門部会の進捗状況について、関連がござ
いますので一括して事務局のほうから説明をいたさせます。各班長に順次説明をお願いし
ます。

森園一春総務広報班長

138 ページをお開き下さい。 事務の進捗状況についてでございます。まず総務広報班
でございます。

協議会だよりでございます。10月29日、第4号を発送しております。第5号につき
ましては、第8回、今回の第9回でございますけれども、11月末発送予定でございます。

ホームページにつきましては、11月10日でアクセスが10,985件ございました。

議事録作成につきましては、第7回議事録を11月4日、第8回議事録を11月下旬発送
予定でございます。

新市名称募集につきましては、10月24日、第8回協議会におきまして21点を報告し
ております。そして次回の11月26日、第10回協議会で5点の提案をする予定でござい
ます。

奥平幸己調整班長

それでは続きまして、新市まちづくり計画のところにつきましては、先ほど会の最初の
ほうで、計画の審議の中で触れておりますので省略をさせていただきたいと思えます。

事務事業の一元化関係につきましてはでございます。各専門部会、分科会の開催状況、10
月10日から10月31日までで、専門部会で延べ7回、分科会で延べ53回を開催しており

ます。なお7月10日の発足からにしますと、専門部会で現在37回程度、分科会で280回程度の開催をしてきております。

横断的な調整会議の開催状況につきましては、資料のとおりでございます。

また、今後の作業につきましても、お目通しをいただきたいと思っております。

139ページ、9専門部会の進捗状況についてでございます。どの専門部会とも共通事項としましては、事務事業の細部調整と例規の一元化作業を精力的に行っております。主なものについて、ご説明申し上げます。

総務部会につきましては、職員の定数や事務分掌等の調整を進めております。

また、企画財政部会におきましては、コミュニティの調整会議を開催しながら、地区コミュニティ協議会制度の検討を進めてきているところでございます。

産業経済部会につきましては、本日提案申し上げました農業委員会の委員の定数、任期の取扱いを協議してきております。

住民健康福祉部会につきましては、社会福祉協議会との合同の専門部会も開催しております。また、社会福祉協議会のほうにつきましては、現在、精力的に専門部会を開催されているようでございます。

次に電算情報部会につきましては、先ほどご提案を申し上げました地域情報化計画策定作業について、これまで精力的に取り組んできております。

また、議会・監査部会につきましては、本日提案の議会議員の定数及び任期の取扱いについて、議長会の開催をしながら協議を進めてきております。

以上で進捗状況等について説明を終わります。

森会長

ただいま 事務の進捗状況について、専門部会の進捗状況について、それぞれご説明をいたしました。何かこの項について、ご質問はございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。

では続きまして 一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

報告の一番最後が一部事務組合についてでございますが、資料としましては140ページからが開始でございますが、本日の報告案件は資料の142ページの一番下の欄をお願いいたします。

10月24日、前回の第8回法定協議会以降の動きでございますけれども、書かれていま

すように、10月29日に串木野樋脇清掃組合の調整方針につきまして、両市・町の助役レベルの協議がなされました。

協議の結果といたしまして、本日、提案第50号、一部事務組合の取扱い(その2)についての中で、樋脇町分のごみ処理につきまして、串木野市側に委託方式と、串木野市側と切り離して新市の直轄事業方式の2案が提案された次第でございます。

この2案のどの方式を取るにいたしましても、手続きといたしましては、組合解散と財産処分の両市・町の町議会の議案が出てきますので、右の確認事項でございますように、一組に関係します協議は継続することになります。

それからもう1件、口頭報告いたしますけれども、11月11日、県の出納長、市町村合併推進室長を訪ねまして、報告・協議を行いました。

1点目は一部事務組合、特に東部地区との協議状況についての報告が1点、2点目につきましては、一部事務組合の再編に伴います起債償還、財産処分等に係る法的な課題の整理につきまして、鹿児島県全県統一的な調整を県のほうにあらためて依頼しました。

以上でございます。

森卓朗会長

一部事務組合について、ただいま事務局長のほうから報告をいたしました。何かこの件について、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございます。この項を終わりたいと存じます。

次にその他でございますが、委員の皆様方からこの際、何かご意見等ございませんでしょうか。

委員の皆様方から特別になれば、事務局のほうから何かありませんか。

司会者(川野眞司事務局次長)

事務局でございます。次回の日程等についてでございます。資料は143ページでございます。

次回協議会は11月26日、川内市において行う予定でございます。ご協議いただきます内容が、新市まちづくり計画の修正案、それから新市名称についての5点程度の提案、それから合併協定項目のE・F群のご審議となっております。

それから開けていただきまして144ページでございますが、先ほどご協議いただきましたとおり、12月6日の幹事会、それから12月11日の協議会を新たに開催するというところで、追加がしてございます。

それからG・H群のスケジュールの変更がございましたので、あらためてご確認をよろしく願いいたしたいと思っております。

それから本日提案がありましたH群につきましては、11月25日が各市町村の回答期限となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから145ページでございますが、合併協定項目の協議状況ということでございます。ご覧のとおり提案時期につきまして、本日で新市名称を除きまして全部提案済みというふうになっております。

それから開けていただきまして日程表でございますけれども、147ページの12月6日、それから12月11日に、先ほど申し上げました幹事会と協議会が追加で開催予定ということで入れ込んでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

森卓朗会長

事務局のほうから次回開催日程等につきまして説明をいたしました。何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようですね。

以上で、本日、法定協議会におきます議題の審議につきましては、全て議了をいたしました。いろいろご意見を出していただきましたし、また、大事な案件につきましては、またお持ち帰りをいただきまして、次回あるいは12月24日の法定協議会におきまして結論を出すことになっております。いろいろと身近な問題がたくさんございますので、どうかひとつ各市町村におかれましては、住民の意見をよくお聞き取りいただきまして、次の会議にまたご出席を賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

いろいろと長時間に渡りましてご協議いただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。座長の役目をこれで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者(川野眞司事務局次長)

それでは以上をもちまして第9回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長